

令和5年5月31日

町立幼稚園・小・中学校 保護者の皆さまへ

西原町教育委員会
教育長 新島 悟
【公印省略】

6月1日（木）午後からの臨時休業等について

みだしのことにつきまして、気象庁やマスコミ報道等により大型で強い勢力の台風2号がゆっくりとした速度で沖縄本島に向かっていくとのことです。

本来、本町教育委員会の台風に関する休校判断は、「暴風警報、暴風特別警報時における対応について学校の臨時休業について」（令和2年6月3日 西原町教育委員会）に則って決定するところですが、今回の台風2号は、気象庁（5月31日水曜日：9時）の発表によれば、明日1日（木）の朝9時ごろには宮古島に接近し通過するとされております。その後、沖縄本島に向かうことが予想され、早めの台風への備えが必要と判断しております。

今後とも台風2号は強い勢力を維持しつつ沖縄本島を暴風域に巻き込むことが予報されており、子どもたちの安全確保を最優先にする必要があることから、下記の通り町立幼稚園・小・中学校を臨時休業とします。

保護者の皆様には、急なお知らせとなり、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。今後、町・学校ホームページやメーリングサービス、スクリーン等での確認をお願いします。

記

1 6月1日（木）午後からの臨時休業について

- 小中学校の給食は実施（給食メニュー変更の可能有）となります。
- 幼稚園については「弁当日」のため、予定通り準備・対応をお願いいたします。
- 給食後、幼稚園・小学校・中学校ともすべて下校（降園）となります。幼稚園の預かり保育もお休みとなります。
- 台風の速度や進行方向が急激に変化した場合は、下校（降園）が早まる可能性もあります。
- 下校（降園）の時間帯については、各園・学校からの通知等を参考にしてください。

※6月1日（木）の早朝の段階で沖縄本島に暴風警報が発令された場合

別紙「暴風警報、暴風特別警報時における対応について学校の臨時休業について」（令和2年6月3日）西原町教育委員会の通知の通りとします。

2 6月2日（金）の日程について

- 「暴風警報、暴風特別警報時における対応について学校の臨時休業について」（令和2年6月3日）西原町教育委員会の通知の通り、以下の対応となります。
 - ・（暴風警報が）解除された時刻が午前7時前の場合・・・通常通り登校・登園
給食も原則通常通りあります。
 - ・（暴風警報が）解除された時刻が午前7時以降の場合・・・終日臨時休校・休園

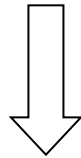
暴風警報、暴風特別警報時における対応について

学校の臨時休業について

1 暴風（特別）警報等発令への対応について

- (1) 暴風（特別）警報発令中は休校（県教育委員会の判断による）
- (2) 校長の判断による休校

学校教育法施行規則第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会に報告しなければならない。



原則上記の判断で休校とする。

西原町教育委員会独自に

極地的な非常変災（河川の氾濫等）、登下校の安全面が確保できない可能性がある時は教育委員会で判断し、全園（預かり含む）・全校統一で休校にする場合もある。

（周知は管理職への連絡、町ホームページへの掲載等で行う）

※教育委員会と学校で判断が分かれた場合は、学校の判断を優先する。

2 暴風（特別）警報等発令解除時の対応について

- (1) 解除された時刻が午前7時前の場合・・・通常通り登校・登園
給食も原則通常通りあります。
- (2) 解除された時刻が午前7時以降の場合・・・終日臨時休校・休園
- (3) 河川の氾濫、風雨が強く危険と判断した際には、教育委員会で判断し、全校統一で早めに下校及び休園・休校にする場合もあります。
※教育委員会と学校で判断が分かれた場合は、学校の判断を優先する。
※午前7時の根拠・・・児童生徒が登校の準備等に要する時間が1時間程度だと考えられることから。遅刻の取り扱いは学校判断。
※休校の際、授業時数の確認も宜しくお願いします。